

町田市中学校給食用物資納入業者登録資格要件確認書

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

印

所在地 〒

学校給食用物資納入業者登録資格は、次の要件を全て満たしている者とする。
なお、基準日は申請書提出日とする。(□に✓チェック)

- 学校給食の意義・役割を理解し、協力的であること。
- 食品衛生法又は、都道府県食品製造業等取締り条例で定められている営業許可が必要な業種については、保健所から営業の許可を得ている業者であること。
- 申請するにあたり、納税・申告の義務を履行していること。
- 町田市が別に定める「町田市中学校給食用物資規格基準書」に適合し、以下注意事項にも留意した食品を納品できること。
 - (1) 食品衛生法等の食品に関する法律及びその他、関連法規等を遵守していること。
 - (2) 不必要な食品添加物が添加された食品を使用しないこと。
 - (3) 内容表示、賞味期限の不明確なものは使用しないこと。
 - (4) 遺伝子組換えとわかる食品は避けること。
 - (5) 農薬を使用していないか、使用の少ないものを使用すること。
 - (6) ゲノム編集技術応用食品であることが明らかなものについては、「物資見積書」「商品規格書」に明記すること。
 - (7) 「学校給食衛生管理基準」の「学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」に準じて、配送・納品ができる体制があること。
- 納入物資の品質や取り扱いについて、十分な知識や経験を有し、納品の品物については、受注者が自ら確認の上納品できること。
- 営業所が町田市内または配送が可能な地域内にあること。
- 十分な配送能力を有し、市指定の場所、時間に原則当日納品ができること。
- 引き続き2年以上その営業に従事していること
- 食品衛生監視票による監視採点結果が概ね80点以上であること。
- 食品納入業者の衛生管理状況及び従事者の健康状況を把握するため、腸内細菌検査を実施しており、物資の微生物及び理化学検査等に係る報告を求めた場合は、結果を報告すること。